



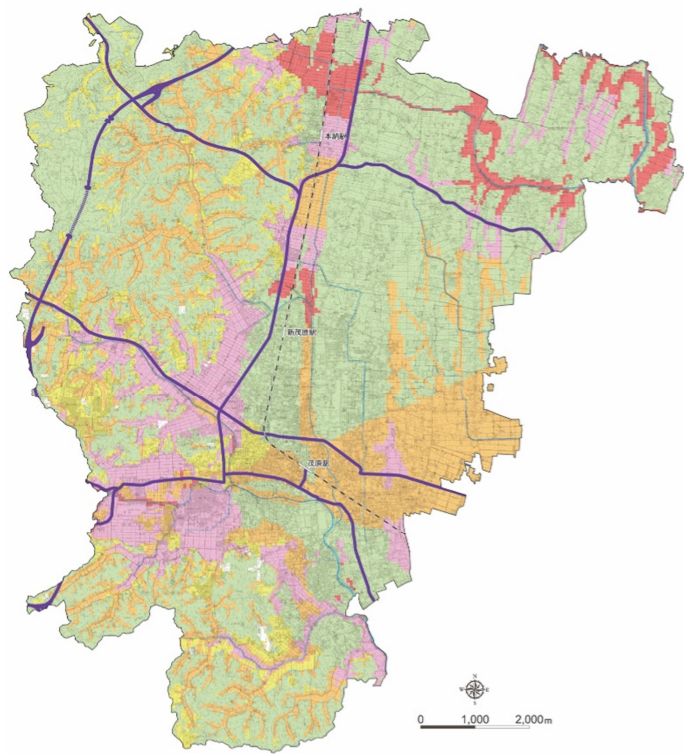
地震ハザードマップの概要

地域の揺れやすさマップ

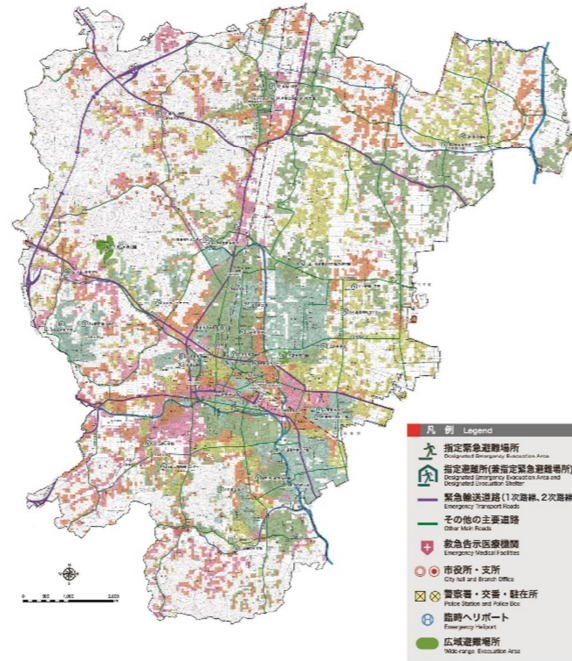
市では、市民の皆様へ地震発生時の地域の揺れやすさや危険度に関して分析した情報を提供し、事前の備えに役立てて頂くことを目的として、茂原市地震ハザードマップを作成し公開しています。

茂原市地震ハザードマップは、想定される地震が起きた場合の地表面の揺れやすさを示した「揺れやすさマップ」、地域における建物被害の程度を示した「地域の危険度マップ」、液状化が起こる危険度を示した「液状化危険度マップ」の3つのマップから構成されます。

○地域の揺れやすさマップ (本市直下地震 M6.9 を想定)

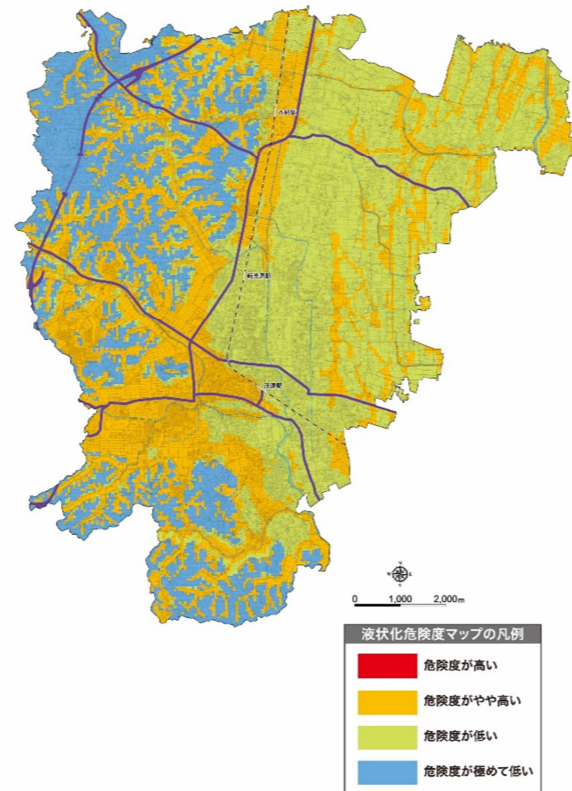


○地域の危険度マップ (本市直下地震 M6.9 を想定)



危険度 Hazard Level	危険度1 Hazard Level 1	危険度2 Hazard Level 2	危険度3 Hazard Level 3	危険度4 Hazard Level 4	危険度5 Hazard Level 5	危険度6 Hazard Level 6
地域内の建物の中で 全壊する建物の割合 Percentage of Total Collapse	3%未満 0% to less than 3%	3%以上5%未満 3% to less than 5%	5%以上7%未満 5% to less than 7%	7%以上10%未満 7% to less than 10%	10%以上20%未満 10% to less than 20%	20%以上30%未満 20% to less than 30%

○液状化危険度マップ (本市直下地震 M6.9 を想定)



本計画や地震ハザードマップに関するお問い合わせは
下記の連絡先までお問合せ下さい。

茂原市 都市建設部 建築課
TEL: 0475-20-1588



茂原市耐震改修促進計画

【概要版】



茂原市

令和8年3月



茂原市耐震改修促進計画の概要

計画策定の背景と目的

本計画は、地震災害対策の主なテーマのひとつである、建築物の耐震化の促進に特化した計画として、平成23年3月に策定し、平成28年3月、令和3年3月の改定を経て、建築物の耐震化を進めてまいりました。この度の改訂は、前回改定から5年が経過し、関係法令の改正などの社会的背景を踏まえるとともに、本市における耐震化の進行状況を把握し、新たな目標や施策を定めました。さらに、施策の実効性を高めるために令和3年3月に策定した「茂原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を併せて改定し、住宅の耐震化を加速化することにより、地震などの自然災害に強い安全・安心な生活を営むことができる都市環境を形成することを目的とします。

想定される地震

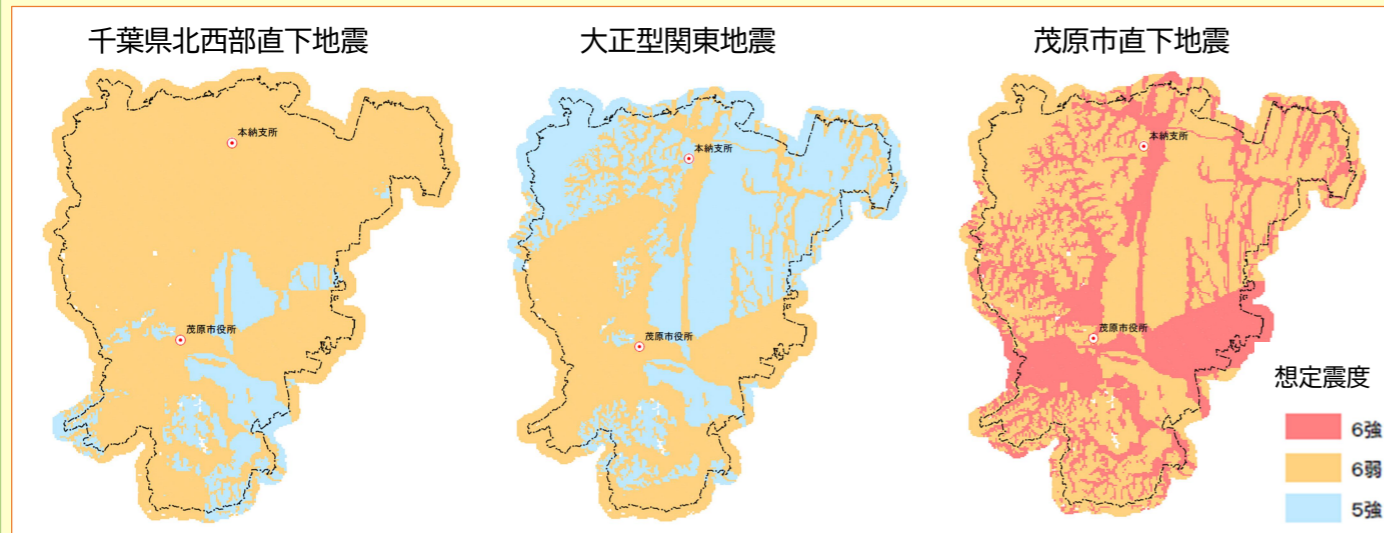
本市において、今後30年の間に影響を与える可能性が高いとされる「千葉県北西部直下地震」、「大正型関東地震」、「茂原市直下地震」の3つの地震を想定し、市内各地の震度を分析しています。

分析の結果は「茂原市直下地震」が市内全域で震度6弱から6強と最も揺れが大きく、次いで「千葉県北西部直下地震」、最も揺れが小さかったのは「大正型関東地震」となっています。この結果を受け、本市では、「茂原市直下地震」が発生した場合を想定して茂原市地震ハザードマップを公表しています。

○想定される地震の規模

地震名	地震のタイプ	地震の規模 (マグニチュード)	震源の深さ
千葉県北西部直下地震	プレート内部型	M7.3	約30km
大正型関東地震	プレート境界型	M7.9	約3.76km
茂原市直下地震	全国どこでも起こりうる直下の地震 (※1)	M6.9	約6km

○震度予測結果



※1 全国どこでも起こりうる直下の地震は、「地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月、内閣府：防災担当）」に基づき、確認されていない活断層による地震が発生した場合を想定しています。

耐震化の現状と目標

○住宅の耐震化

本市の令和7年1月1日における住宅の耐震化率は87.4%と推計されますが、令和12年度までに95.0%とするとともに、令和17年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

本市では、住宅の中でも木造戸建住宅の耐震化率が85.4%に留まっていることから、木造戸建住宅を対象とした「茂原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅の所有者に対するはたらき掛けや、耐震診断・改修工事の技術者に対する情報発信など、多面的な施策を展開し計画的に推進します。

住宅	耐震化の現状	耐震化の目標	
	耐震化率：87.4%	令和12年度 95.0%	令和17年度 耐震性が不十分なものを おおむね解消

アクションプログラム等

○市有特定建築物の耐震化

本市の令和7年3月31日における市有の特定建築物の耐震化率は98.1%となっており、今後は、令和12年度までに耐震化率を100.0%とすることを目標とします。

特定建築物 (市有)	耐震化の現状	耐震化の目標	
	耐震化率：98.1%	目標耐震化率 100.0%	目標達成に必要な 耐震化棟数 1棟

耐震改修等

○民間特定建築物の耐震化

本市の令和7年1月1日における民間の特定建築物の耐震化率は89.9%となっており、今後も積極的な耐震化が望まれ、令和12年度までに耐震化率を95.0%とすることを目標とします。

特定建築物 (民間)	耐震化の現状	耐震化の目標	
	耐震化率：89.9%	目標耐震化率 95.0%	目標達成に必要な 耐震化棟数 7棟

耐震改修等

＜用語の説明＞

耐震改修促進法：「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」の略称です。

旧耐震基準建築物：昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物のことを指します。

特定建築物：本計画においては耐震改修促進法第14条の特定既存耐震不適格建築物のうち第1号及び第2号に規定する建築物のことを指します。多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものや、危険物等の貯蔵施設が該当します。

耐震化：耐震性が不十分な建築物を、耐震改修等により耐震性を有する建築物とすることをいいます。

耐震化率：住宅や特定建築物などの分類毎の建物総数に対する、耐震性を有する建物の割合のことをいいます。